

web3 提言 2025

～ 暗号資産を国民の資産形成に資する資産へ ～

2025年5月15日

**自由民主党 政務調査会
デジタル社会推進本部**

目次

1. 提言：暗号資産を新たなアセットクラスに

～暗号資産に関する制度改正案の概要～

2. 過去の提言事項についての進捗フォローアップ

別紙1. web3ワーキンググループの活動履歴

別紙2. web3ワーキンググループ体制

はじめに

2022年に最初のホワイトペーパーである「NFTホワイトペーパー」を公表して以来、デジタル社会推進本部・web3ワーキンググループは、web3の事業環境の整備に向けて多面的な提言とその実現に向けた努力を積み重ねてきた。

この間、web3を取り巻く環境は必ずしも常に順風満帆であったわけではないが、マス・アダプション（大衆受容）への歩みが止まることはなかった。暗号資産は新たな投資対象として存在感を増し、ブロックチェーン技術は新たな価値の創出手段として広く関心をもたれるようになった。特に、地方創生におけるNFTやDAO（分散型自立組織）の活用は、特別なことではなくなりつつある。

本提言は、暗号資産にかかる新たな提言と、これまでに公表した幅広い提言を確実に実行するためのフォローアップで構成する。

web3は実験的な取り組みを行う段階から、事業インパクトを創出する段階に移行した。我々は、これまでに積み重ねた提言の実行を加速させ、web3経済圏の成長を我が国の経済成長の新たなエンジンの一つとして取り込んでいかなければならない。

1.提言

暗号資産を新たなアセットクラスに ～暗号資産に関する制度改正案の概要～

本提言の背景

暗号資産に投資する国民が大きく増加している現状を踏まえ、暗号資産への投資が国民の資産形成に資するように暗号資産に関する法制度及び税制を見直す必要があるとの議論が高まっている。そこで、どのような見直しが望ましいのかについて、本WGでは議論を重ねており、その議論の現状について報告する。

自民党緊急提言の要旨

- ・ 2024年10月末時点において、暗号資産口座の開設数は1,100万口座を超え、利用者預託金は2.9兆円に達している。2005年にFX取引が旧金融先物取引法の対象とされた当時の状況（2007年当時約80万口座）と比べても、多くの国民が暗号資産を投資対象として取引していることが伺える。
- ・ **2024年12月20日に公表された与党税制改正大綱において示されたとおり、暗号資産について必要な法整備を行うなどした上で、税制上も他の金融商品と同様に分離課税の対象にするべき。**
- ・ アメリカをはじめ、海外ではキャピタルゲインとして日本より低い税率での課税が主流。**国際競争力の確保の観点から、税制上の乖離を解消するべき。**

暗号資産に関する制度改正案の考え方

広く国民の資産形成に資する資産として暗号資産に投資をしてもらうためには、以下が重要

- 1.市場の健全な発展
- 2.投資家保護
- 3.分離課税

- ・ 左記の観点から代表的な投資資産である有価証券に対する規制の考え方を参考にする。但し、**暗号資産は有価証券とは大きく異なる特性を有する為、有価証券とは別に「暗号資産」として金商法に位置づける。**
- ・ 市場の健全な発展と投資家保護の為には、**情報が発行体など特定の関係者だけに偏在せず、一般投資家にも十分に伝わることが重要。**よって、暗号資産に関する情報の提供ルールを暗号資産の特性に応じた形で整備すべき。
- ・ なお、本見直しにおいては、資金決済法上の暗号資産を対象とし、現在、暗号資産として規制されていないNFT等その他のトークンは対象としていない。

発行体に係る規制

暗号資産に対する現行法及び自主規制

- 新規発行
 - 発行体であるか交換業者であるかに関わらず投資家に対して販売した者は、業登録を要し、情報提供義務を負う
- 発行済暗号資産の売買等(リスティング)
 - 発行体は開示義務を負わず、交換業者が情報提供義務を負う
- 発行体に対するインサイダー取引規制なし

新制度案の考え方

- 新規発行(有償に限る)
 - 公募(IEO等)
 - **発行体は開示義務を負う**
※特定の発行体がない場合は開示義務の対象外
 - **発行体は業登録不要**
 - 私募(プロ向け / 少人数向け)
 - 発行体は開示義務を負わない
 - **発行体は業登録不要**
- 発行済暗号資産の売買等(リスティング)
 - 発行体は開示義務を負わない
 - 交換業者は情報提供義務を負う
- **発行体に対するインサイダー取引規制あり**

参考：現在の金融商品取引法における規律（一項有価証券の場合）

- 新規発行
 - 公募
 - 募集／売出しをする場合、発行体は開示義務を負う
 - 発行体は業登録不要
 - 私募
 - 発行体は開示義務を負わず、業登録も不要
- 発行済有価証券の売買等
 - 発行体は証券取引所以外で有価証券を譲渡する場合は開示義務を負う
- 発行体に対するインサイダー取引規制あり

交換業者等のサービス提供者に関する規制

暗号資産に対する現行法及び自主規制

- 交換業者への規制
 - 暗号資産の売買等のサービスを投資家に提供する場合、交換業登録必要
 - 暗号資産の保管・管理は交換業登録必要
 - 兼業規制は存在しない
 - 最低資本金1,000万円が必要
 - 自主規制上の自己資本規制比率適用
- 投資アドバイザー、ファンド運用者
 - 規制無し

新制度案の考え方

- 交換業者への規制
 - 暗号資産の売買等のサービスを投資家に提供する場合、交換業登録必要
 - 証券取引所及びPTS(私設取引所)には該当しない
 - 暗号資産の保管・管理は交換業に該当
 - 兼業規制は導入しない
 - **最低資本金額の増額**
 - **法律上の自己資本規制比率適用**
- **投資アドバイザー、ファンド運用業登録(新設)必要**

参考：現在の金融商品取引法における規律（一項有価証券の場合）

- 一種金商業者への規制
 - 有価証券の売買等のサービスを投資家に提供する場合、金融商品取引業に該当
 - オンライン売買プラットフォームは証券取引所又はPTS(私設取引所)に該当
 - 有価証券の保管・管理のみの提供は、金融商品取引業に該当しない
 - 兼業規制あり
 - 最低資本金5,000万円が必要
 - 自己資本規制比率の対象
- 有価証券の投資アドバイザー、ファンド運用
 - それぞれ投資助言・代理業、投資運用業に該当

投資家に係る規制

暗号資産に対する現行法及び自主規制

- 相場操縦・風説の流布・不正行為等の禁止
- インサイダー取引規制なし(交換業者の役員のみあり)
- 個人の税制における総合課税

新制度案の考え方

- 相場操縦・風説の流布・不正行為等の禁止
- インサイダー取引規制の適用(但し暗号資産取引の特性に応じた内容とする)
- 個人の税制における分離課税

参考：現在の金融商品取引法における規律（一項有価証券の場合）

- 相場操縦・風説の流布・不正行為等の禁止
- インサイダー取引規制の適用
- 個人の税制における分離課税

暗号資産に関する新制度案の考え方のまとめ

発行体

- 新規発行
 - 公募：開示義務あり / 業登録不要
 - 私募：開示義務なし / 業登録不要
- 発行済暗号資産の売買
 - 開示義務なし / 業登録不要
- インサイダー取引規制適用

交換業者等のサービス提供者

- 交換業者
 - 業登録必要 / PTS認可・登録不要 / 自己資本規制比率適用
- 投資アドバイザー
 - 業登録必要
- ファンド運用者
 - 業登録必要

投資家

- 相場操縦・風説の流布・不正行為等の禁止
- インサイダー取引規制適用
- 分離課税

DEX / DeFi

- 今後の検討課題

(赤：規制整備 / 緑：規制緩和)

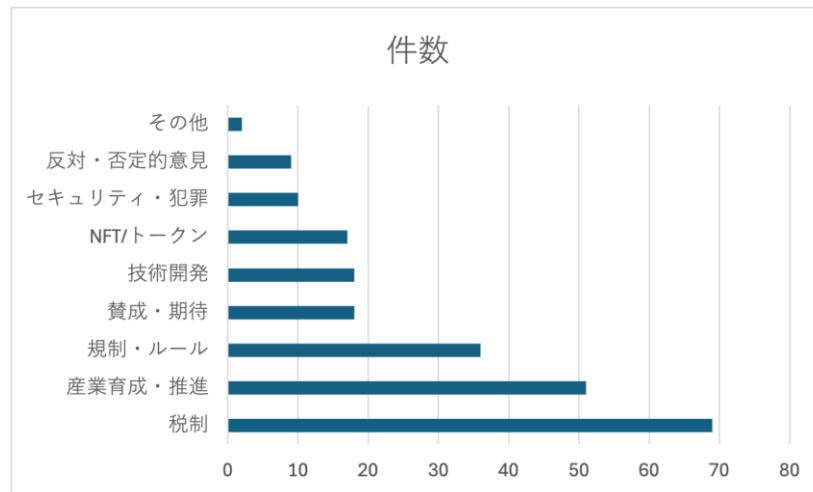
暗号資産新制度案に関するアンケート結果 - 概要

1. アンケート概要

- アンケート実施期間：2025年3月6日～2025年3月31日
- アンケート形式：インターネットフォームによる回答
- 質問内容：新制度案に関する自由意見・提案
- 回答数：88件

2. キーワード別の分類

- 税制：69
- 産業育成・推進：51
- 規制・ルール：36
- 賛成・期待：18
- 技術開発：18
- NFT/トークン：17
- セキュリティ・犯罪：10
- 反対・否定的意見：9
- その他：2



3. 全体傾向

- 「分離課税（20%程度）」や「暗号資産間交換の非課税」を強く要望する声が多い
- 国内企業・投資家が海外に流出するリスクを懸念し、「海外との制度格差解消」「国内産業の競争力強化」を求める意見がさらに増加
- 一部ではセキュリティ面の不安や詐欺被害の懸念から制度改革に反対する声も依然存在

暗号資産新制度案に関するアンケート結果 - 制度案に対する主な意見

1. 発行体に係る規制に関する主な意見

- a. 「パブリックチェーンは開示規制の対象外とすべきだが、運営主体（ステークホルダー）がトークンエコシステムを改変できるプライベートチェーンでは発行体に開示規制を適用すべき」
- b. 「株式の自己募集と同様に発行体による資金調達行為そのものを業登録の対象とする必要はない」
- c. 「現行のインサイダー取引規制とIEO実務などに照らし適切な適用除外事由を設けることを希望」

2. 交換業者等のサービス提供者に係る規制に関する主な意見

- a. 「Web3事業の特性として複数のサービス・ビジネスとのシームレスな連携が前提とされていることから、兼業規制を導入しないことに賛成」
- b. 「現行資金決済法上の暗号資産交換業者の最低資本金額（1,000万円）についてこれまで特に不十分であるとの議論はされておらず、最低資本金額を増額しないことを希望」
- c. 「暗号資産取引についてPTS制度を導入することは馴染まないため適切ではない」

3. 投資家に係る規制に関する主な意見

- a. 「暗号資産取引を国民の安定的な資産形成に資するものとして公平な取引環境を整備する観点から暗号資産の特性を踏まえた内容とした上でインサイダー取引規則を適用することに賛成」
- b. 「現行案ではインサイダー取引規制が適用されるとされているが、暗号資産はグローバルに流通する財産的価値を持つため、日本一国の法律のみでは実効性が限定的」

4. 規制に関するその他の主な意見

- a. 「個人間の決済手段としての利用を阻害するような改正はやめてほしい。」
- b. 「暗号資産概念が資金決済法と金商法の二つの法律で別に定義されることになると、その法的な性質決定がより難しくなることが予想される」

暗号資産新制度案に関するアンケート結果 - その他 要望の抜粋

1. 税制・課税への要望

- a. 「交換時に課税されると複雑すぎて参入しにくいいため、**円転時のみ課税**としてほしい」
- b. 「株・FXと同様の20%程度にして、**投資家が明朗に納税**できるように」
- c. 「新制度施行前から保有の暗号資産にも**一律で新税率を適用**してほしい」

2. 国内産業育成・競争力確保

- a. 「税制や上場審査の厳しさから、**日本のプロジェクトが海外取引所を選ぶ現状を改善**すべき」
- b. 「国内でのステーキングやIEOが活発になれば、**産業振興につながる**」
- c. 「国内取引所だけに厳しく、海外取引所やDEX（分散型取引所）には**実質規制が及ばないのは不公正**」

3. 規制・ルール整備への要望

- a. 「インサイダー規制やKYC/AMLの適用範囲を明確にする一方、**イノベーション阻害を避ける**バランスが必要」
- b. 「取引所カストディの安全性を厳格に監査し、**投資家保護を強化**してほしい」
- c. 「金商法的な開示義務をどの範囲で課すか明確に**してほしい**」

4. セキュリティ・犯罪リスク、反対意見

- a. 「詐欺コインや違法な資金調達に悪用される事例もあるため、**金融リテラシー教育を徹底**してほしい」
- b. 「トークン発行元がわからないケースが多く、**詐欺的プロジェクトも散見されるので対策が必要**」
- c. 「拙速に制度を整えると、監視が追いつかず逆に被害やトラブルを増やす可能性がある」

5. 技術活用・その他

- a. 「ブロックチェーン技術を医療・行政・投票など公共分野に活かせば**国益になるはず**」
- b. 「**NFTの会計処理や税制が曖昧**で、企業の参入意欲を削いでいる。早急に整理を」
- c. 「暗号資産への教育・啓蒙を拡充し、詐欺被害を減らすとともに**今後の人材育成につなげてほしい**」

2. 過去の提言事項についての 進捗フォローアップ

凡 例		完了
		順調に進捗
		指摘有り

なお、昨年時点で完了しているものは本ペーパーの論点として取り上げない

「web3ホワイトペーパー2024」で取り上げた施策（短期的課題）の進捗

テーマ	短期的課題とされた論点の概要	web3WG 進捗評価
「Society 5.0」実現を見据えた、AI など他分野との横断的検討の推進	サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合された「Society 5.0」を実現するにあたっては、AI、IoT、メタバースといった他分野との共働が欠かせないが分野横断的な検討が不十分である。	・メタバースやAIとweb3の連動については、徐々に民間で取り組みが進みつつある。経済産業省及びデジタル庁は、こうした動きを注視しつつ、必要な政策対応を検討。 ・総務省は、「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」を設置し、継続的な検討を実施。
国際的なルール策定	暗号資産業界が冬の時代となり各国で規制強化の流れ生まれる。G20や金融安定理事会でも規制監督枠組みに合意。国際的な勧告等の実施の議論が進行中。	G7後の共同声明では、責任あるイノベーションを支援する旨が明記され、暗号資産のリスク対処のための効果的モニタリング、規制及び監視が重要との認識が共有。FSBがハイレベル勧告を2023年7月に最終化し、IOSCOがこれに続いて同年11月に暗号資産・デジタル資産に関する勧告を公表するなど、日本がリーダーシップを発揮したG7の議論を踏まえた国際的枠組みが構築。
VC及びDIDの利活用促進、DIWに関する検討	社会のさらなるデジタル化・データ利活用の推進と、プライバシーリスクの軽減を両立しうるVCやDID、DIWといった広く社会のデジタル化に資する有望な技術の利活用が求められている。	VCやDID、DIWを巡る技術・制度的論点の整理、国内外の動向を踏まえた検討、相談窓口の設置など、実装に向けた基盤整備が推進された。今後は、政府・自治体による先行ユースケースの提示、相互運用性確保に向けた国際連携の具体化、技術文書やOSSの整備・公開、個人による選択的データ開示を可能とする制度設計、スタートアップ等が安心して参入できる支援策の明示が期待される。
ブロックチェーン関連事業への投資ビークル・スキームの多様化	LPS型ファンドによる暗号資産の取得・保有について、LPS法の改正案は提出された。他方、スタートアップ等の暗号資産発行体がLPSに対して暗号資産を売却する場合における暗号資産交換業該当性が明らかでない。	・LPS法の改正に関しては、LPSの暗号資産への投資を現実的に機能させるために必要となる下位規則である施行令・施行規則が策定され、改正LPS法の施行日（2025年4月1日）から施行されている。 ・暗号資産業界及び関係省庁との協議を踏まえ、金融庁事務ガイドラインが改正され、「プロ向けトークン販売」の枠組みが作られた。同ガイドラインにおいて、プロ向けトークン販売の場面における発行体の行為の暗号資産交換業該当性についても明らかにされた。

「web3ホワイトペーパー2024」で取り上げた施策（短期的課題）の進捗

テーマ	短期的課題とされた論点の概要	web3WG 進捗評価
税制改正	暗号資産取引から生じた所得は最高税率55%で課税されるなど、諸外国に比べて厳しい扱いがされ、また、他の暗号資産と交換した場合にも、暗号資産の譲渡に係る損益に対して所得税が課されることになる。	自由民主党・公明党の「令和7年度税制改正大綱」の「検討事項」において、暗号資産に関する法整備等を前提として暗号資産取引の課税の見直しを検討するという方針が示された。その後、金融庁において暗号資産に関する制度の在り方等について外部の有識者による勉強会が開催されており、こうした議論も踏まえて、暗号資産取引の課税に関して引き続き検討が行われることとされている。
税制改正	暗号資産による寄附が特定寄附金に該当するかが明確でないことに加えて、含み益に対するみなし所得を非課税とする特例が存在しないことによって、暗号資産による寄附が阻害されている。	・国税庁の「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）」が改訂され、暗号資産により寄附が行われた場合における、所得税法上の寄附金控除及び法人税法上の損金算入の取扱い等が明記された。 ・個人が暗号資産を寄附した場合における、現物寄附のみなし譲渡課税等の非課税特例（租税特別措置法第40条）と同様の非課税措置については、暗号資産による寄附の実態や、非課税措置の二重等について、業界団体等と意見交換が実施された。
監査機会の確保	web3ビジネス監査の事例は存在するものの、依然としてweb3企業の会計・監査の体制整備が遅れ、監査を受けられないとの不満がある。	・金融庁において、会計監査の機会確保に向けて日本公認会計士協会と業界が各々策定したガイドラインが実務に浸透するよう、日本公認会計士協会等における公認会計士向けの研修会や事業者・監査人共同フォーラムの開催等の取り組みを後押し。 ・引き続き監査基準の明確化、積極的な会計監査の実施が十分に進んでいない現状があるため、日本公認会計士協会と業界において、必要な取り組み等を推進すべきである。
DAO の活用促進のためのさらなる措置	合同会社型DAOを設立・運用する際の実務的な課題（社員の勧誘等を非業務執行組合員が行うことに制限があること等）を解決する必要がある。 合同会社以外の既存の法形式（NPO法人、社団法人、権利能力なき社団等）をDAOに適用する際の取扱いについて不明確な点が存在する。	引き続き合同会社型DAOを設立・運用する際の実務的な課題を洗い出し、不正事案に利用されるおそれに留意しつつ、さらなる解釈の明確化や実務運用の見直し等によって対応できる点に関しては、速やかに対応を行うべきである。 引き続き合同会社以外の既存の法形式をDAOに適用する際の実務的な課題を洗い出し、解釈の明確化や実務運用の見直し等によって対応できる点に関しては、速やかに対応を行うべきである。

「web3ホワイトペーパー2024」で取り上げた施策（短期的課題）の進捗

テーマ	短期的課題とされた論点の概要	web3WG 進捗評価
DAO の活用 促進のための さらなる措置	海外におけるDAO法制（スイス、マーシャル諸島等）やDAOに関する実務との相互運用性を確保する必要がある。	・ 海外の法制度やグローバルに活動するDAOの調査・研究も踏まえて、具体的な検討に着手すべき。 ・ DAOの事業活動・DAOに対する寄附等に関する税務上の優遇措置の可能性を検討すべき。
決済・投資手段のデジタル化	パーミッションレス型ステーブルコインの流通促進のための措置	・ 外国発行パーミッションレス型ステーブルコインの国内取扱いが本年3月より開始された。他方、改正法施行から約2年が経過するにもかかわらず、国内企業による発行事例は未だない。パーミッションレス型ステーブルコインが国内企業によって発行されることは、Web3ビジネスの発展のために不可欠である。早期の国内発行の実現に向け課題がある場合には、関連企業・業界団体・関連規制当局においてその解決に努めるべきである。 ・ ステーブルコインによる現物出資については、法制審議会の部会において、今後、現物出資規制の見直しを検討。
決済・投資手段のデジタル化	セキュリティトークンの流通促進のための措置	・ 登録型PTS制度の関連法令が2024年11月に施行され、日証協・STO協会より関連自主規制規則が同時に施行された。 ・ 公募型の特定受益証券発行信託のセキュリティトークンをNISAの対象とすることについて金融庁と業界とで意見交換がなされた。もっとも、現時点ではNISA対象とはなっておらず、必要性等について関連業界と関連当局は更なる検討を進めることが望まれる。 ・ 匿名組合出資型セキュリティトークンの税制に関する当局と業界との意見交換が実施され、今後の方向性について検討中である。もっとも、現時点では税制見直しはなされておらず、必要性等について関連業界と関連当局は更なる検討を進めることが望まれる。

「web3ホワイトペーパー2024」で取り上げた施策（短期的課題）の進捗

テーマ	短期的課題とされた論点の概要	web3WG 進捗評価
金融機関のweb 3 参入	銀行や保険会社が、web3領域への参入を試みる場合において、法令上の付随業務への該当性や、高度化等会社の認可審査について当局への説明が必要な範囲が不明確である。	銀行グループや保険グループにおいてweb3関連事業の検討が増加しつつある中、金融庁においては個別相談に適切に対応し、認可申請が必要な場合には審査の迅速化に努力を務める所存。今後の事例の蓄積に応じて解釈指針の具体化とそのタイムリーな公表を企図。
NFT ビジネス	わが国のコンテンツ産業における NFT 利活用の活性化	・経済産業省において、ファンタジースポーツのサービスの適法なビジネスモデルを示すガイドライン策定について、スポーツDXを推進する業界団体であるスポーツエコシステム推進協議会と共に官民連携で検討中。 ・経済産業省において、コンテンツ産業におけるNFT利活用促進のため、令和6年度補正予算において「コンテンツIP保護のためのガイドライン策定」を進めている。 ・コンテンツ制作における各種トークン発行に関し、金融庁 FinTechサポートデスク等において、事業者からの相談に丁寧に対応。
		経済産業省が、令和5年度補正予算を活用し、Web3.0技術を活用した権利許諾等に係るスマートコントラクト構築について実証を実施。
	二次流通市場からの収益還元	
web3事業 ライセンス	事業会社によるweb3ビジネスへの参入の意向が示されているが、利用者の送客等が暗号資産交換業に該当する可能性もあり、利用者の利便性の高いUI/UXの提供が難しい。	業界との議論及び金融審議会資金決済制度WGの議論を踏まえ、暗号資産等の売買等の媒介のみを業として行う、新たな仲介業の創設に関する資金決済法改正案が本年3月国会に提出済み。

「web3ホワイトペーパー2024」で取り上げた施策（中長期課題）の進捗

テーマ	中長期課題とされた論点の概要	web3WG 進捗評価
web3コンテンツの海外展開支援	コンテンツ業界において、NFT活用方法や法的リスクへの認識が不足しておりweb3を活用したコンテンツ海外展開に政府支援が必要とされている。	コンテンツの海外展開の取組を含む「新たなクールジャパン戦略」を策定すると共に、経済産業省において、令和5年度補正予算に続き、令和6年度補正JLOX+として、クリエイター・事業者支援事業費補助金（クリエイター・事業者海外展開促進）を措置。
安心安全な利用環境	一般的な事業者や消費者にとって、自己責任の原則が強調されるweb3エコシステムへの参加や、高額な資金投入には、依然として高い心理的なハードルが存在する。	消費者庁による消費者トラブルの相談状況調査、警察庁による暗号資産交換業者への不正な送金の監視強化や外国捜査機関等と連携した犯罪の取締り等を実施した。また、デジタル庁による利用者保護に資するウォレットを含めた事業者と意見交換等の実施等が行っている。
地方創生	自治体がweb3プロジェクトを民間事業者と協力して進める事例が増えているが、自治体職員のノウハウ向上や会計処理など関連制度の整備が課題となっている。	設置済の「Web3.0情報共有プラットフォーム」の認知度向上が見られる。令和6年度補正予算において、地方の高い価値を有する資源のNFT化にかかる取組みに関する調査事業を実施する予定となっている。
暗号資産ビジネス	暗号資産レバレッジ倍率について。個人顧客に対するレバレッジ倍率上限は2倍であることは、顧客保護の観点から適切であるとも考えられる一方で、より高い倍率を提供する海外事業者に多くの日本の個人顧客の取引が流出しており、かえって顧客保護に反するとの指摘もある。 暗号資産ETFの動向。米国では、2024年1月10日にビットコイン現物ETFが証券取引委員会によって承認され、現在、複数の証券取引所に上場されており、カナダやドイツでもビットコインETFが上場されている。他方、我が国では、暗号資産ETFは認められていないが、海外動向を踏まえ、我が国において、暗号資産を投資対象とするETFを許容しないことが果たして適切な金融政策であるのかが問題となる。	金融庁では、昨今の暗号資産に係る取引の実態等を踏まえ、昨年秋より外部有識者による勉強会も開催しながら、暗号資産に関する制度の検証を行い、その結果について4月10日に、金融庁としてのディスカッション・ペーパーを取りまとめて公表した。（5月10日までパブリックコメントを実施中。）暗号資産証拠金取引のレバレッジ倍率や、暗号資産ETFについては、ディスカッション・ペーパーにおける検証の対象には含まれていないが、今般公表した検証の結果や、それに対するパブリックコメント等も踏まえながら、検討を行っていく。

「web3ホワイトペーパー」（2023）で取り上げた施策の進捗

テーマ	論点の概要	web3WG 進捗評価
各種トークンの審査・発行・流通	金融庁の協力のもと、CASC制度の適用対象外となるトークン審査において、トークンの状況に応じた形で、トークン審査事項・項目の具体化・可視化を進めるべきである。	金融庁は2023年6月、JVCEAが2022年12月に設けたCASC制度の対象外であるICO/IEOに係る金融庁の審査について、ICO/IEO対象事業の適格性・実現可能性等は、原則としてJVCEAによる審査に委ねることとし、その旨をJVCEA及びJVCEAの会員に周知した。但し、審査の遅れも指摘されるところであり、今後の審査の状況を注視する必要がある。
消費者保護	経済産業省による海外プラットフォームへの申入れの実験や業界団体によるコンテンツに係る権利情報の記録等の試みを引き続き推進・奨励していくべきである。	・経済産業省にて、令和4年度に続き、令和5年度の調査においても、海外の主要プラットフォームに対する無許諾NFTの削除対応の実証を実施。無許諾NFTで使われているIPの権利所在を明確にし、削除要請をすることで、マーケットから取り下げられることが調査によって明らかになった。 ・経済産業省が、NFTの利活用促進を目的として、CODAを通じ2025年3月よりWEBサイトや動画などの普及啓発コンテンツを公表。
デジタル資産の私法上の取扱い	デジタル資産の法的性質（物権的評価）の検討と対抗要件等の整理をすべきである。	金融庁金融研究センターにて特別研究員として民商法学者2名を採用（2023年12月）し、海外の取組等を研究中。法務省においては、金融庁の当該研究や国際的な取組の進捗・内容をフォローし、必要な協力を実施。
ML/FT対策	有識者会議等の枠組みの活用を検討することも含め、暗号資産によるML/FTリスクの把握と分析のために議論を深め、健全な暗号資産経済圏の発展とML/FT防止策の進展に向け国際的な議論を主導すべきである。	日本が議長国を務め、2023年5月に開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議の共同声明において、責任あるイノベーションを支援しつつ、暗号資産のリスクへ対処することが重要であるとされた。また、直近では、2024年10月の米国会合や2025年3月の東京会合に参加しBGINへの積極的な貢献を行うなど、民間団体等における技術的課題に関する議論にも参画している。
メタバース	メタバースを活用した就労支援に関するガイドライン策定を進めると共に、雇用機会創出支援、技術開発支援、海外展開支援などについて官民で議論を開始すべきである。	厚生労働省の令和6年度予算案において、人材確保等支援助成金（テレワークコース）の助成対象として仮想オフィス（メタバース含む）を追加。また、AIや仮想空間における労務管理の状況等についてヒアリング調査等を実施し、2025年3月11日、報告書を公表。

「NFTホワイトペーパー」で取り上げた施策の進捗

テーマ	論点の概要	web3WG 進捗評価
国家戦略の策定・推進体制の構築	Web3.0やNFTを新しい資本主義の成長の柱に位置付け、Web3.0担当大臣を置き、経済政策の推進、諸外国との連携の司令塔とすべきである。また、省庁横断の相談窓口を置くべきである。	2022年、デジタル庁においてweb3.0にかかる相談窓口が設置された。また、2022年以降、デジタル社会推進本部にweb3に関する検討チームを設置し、継続的に省庁横断での施策を検討・推進する体制を構築している。
BC技能に長けたエンジニアの育成・確保	・海外人材向けに、暗号資産関連ビジネスに一定の知識・技能を有する人材向けの特別ビザ（クリプトVISA）の発給等、流入を促す施策を実施すべきである。 ・デジタル関連の先端技術の人材の育成・確保に取り組むべきである。	スタートアップビザ（創業前の外国人起業家の在留資格）について、経産省の認定を受けた地方公共団体に加え、民間事業者も確認書の発行が可能となる拡充を実施した。また、デジタル庁においては、国際会議への出席を含めて情報収集を行っていく予定となっている。
デジタル空間におけるデザイン保護	著作権・不正競争防止法等による対策の限界を整理しつつ、将来的には意匠権改正による手当の可能性を検討すべきである。	・内閣府設置の官民連携会議において、現実空間と仮想空間を交錯する知財利用、仮想オブジェクトのデザイン等に関する権利の取扱いに関する検討が進行。 ・産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、仮想空間におけるビジネスやデザイン創作の実態を踏まえた意匠制度見直しの必要性及び制度的措置の方向性について、2024年12月より検討を開始。
コンテンツホルダーの権利保護に必要な施策	NFTの発行・流通により、NFT保有者が獲得する権利を整理し、コンテンツホルダーへの周知を図るべき。また、ライセンス契約のモデル条項や各条項の留意点を示し、理解を促進すべきである。	・文化庁が、著作権の普及・啓発の一環として、コンテンツに関するNFTについての著作権との関係や、NFTを利用する際の留意事項等について、セミナーや著作権教材等により周知。 ・経済産業省が、NFTの利活用促進を目的として、CODAを通じて2025年3月よりWEBサイトや動画などの普及啓発コンテンツを公表。
ブロックチェーン上に保存されていないコンテンツデータの確実な確保	・一般消費者に当該リスクを説明するよう、業界団体にガイドラインによるルール化等を促すべきである。 ・将来的には、特定の事業者に依存しないデータ保存の仕組みの活用を研究すべきである。	デジタル庁において、web3に係るルール形成、データ保存の在り方について、引き続き検討を進めていく。

デジタル社会推進本部・web3ワーキンググループの活動履歴

時期	活動の内容
2022年1月	NFT 政策検討プロジェクトチーム（PT）発足
2022年4月	「NFTホワイトペーパー ～ Web3.0時代を見据えたわが国のNFT戦略 ～」 を公表
2022年10月	web3PT発足（NFT政策検討PTから改組）
2022年11月	「web3関連税制に関する緊急提言」 を公表
2022年12月	「web3政策に関する中間提言」 を発表
2023年4月	「web3ホワイトペーパー ～誰もがデジタル資産を利活用する時代へ～」 を公表
2024年1月	「DAOルールメイクに関する提言 ～ 我が国における新しい組織のあり方について ～」 を公表
2024年5月	「web3 ホワイトペーパー 2024 ～新たなテクノロジーが社会基盤となる時代へ～」 を公表
2024年12月	web3ワーキンググループ（WG）発足
2024年12月	「暗号資産を国民経済に資する資産とするための緊急提言」 を公表
2025年3月	「web3WG 暗号資産制度改正案」 を公表

web3ワーキンググループ体制

自民党・デジタル社会推進本部

web3主査 衆議院議員 塩崎あきひさ

同副主査 衆議院議員 森下千里

事務局長代理 衆議院議員 小森たくお

web3ワーキンググループ メンバー

氏名	所属
稲垣 弘則 弁護士	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
遠藤 努 弁護士	長島・大野・常松法律事務所
河合 健 弁護士	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
殿村 桂司 弁護士	長島・大野・常松法律事務所
長瀬 威志 弁護士	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
平尾 覚 弁護士	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
増田 雅史 弁護士	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
本柳 祐介 弁護士	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
松倉 怜 弁護士	(ワーキンググループ事務局)
白石 陽介	(ワーキンググループ事務局)